第１６次第４回苫小牧市廃棄物減量等推進審議会

日　　時　令和８年１０月２８日（水）１５時３０分から

会　　場　JFE カエルみらい館　２階　大会議室

会議次第　１　開会

２　報告　　計画体系見直しと審議会再編について

３　その他

４　閉会

配布資料　資料１　計画体系見直しと審議会再編について

資料２　現在のし尿処理手数料等について

資料1

報告（1）

計画体系見直しと審議会再編について

2026年10月28日

環境衛生部ゼロカーボン推進室

市環境関連計画の体系整理

○ 国の第6次環境基本計画（2024年5月策定）では、３つの環境危機（気候変動、生物多様性の損失、汚染）に対処するため、ネット・ゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブ等の環境施策の総合的アプローチによるシナジー創出が必要としている。

○ 一方、本市では、市環境基本条例第９条において、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために環境基本計画を策定することとしているが、現状においては、市環境基本計画、市一般廃棄物処理基本計画、市生物多様性地域戦略が互いに整合を図ってはいるものの、各計画の中で進捗管理等されている状況である。

○ 今回の環境基本計画改定において、環境基本計画の個別計画としてその他市環境関連計画を位置付けることで、各計画のより一層の相互連携が図られ、市環境施策を総合的に推進していくことができる。

○ 環境基本計画における４つの基本目標に向けて、それぞれに対応する形で個別計画により推進していく。

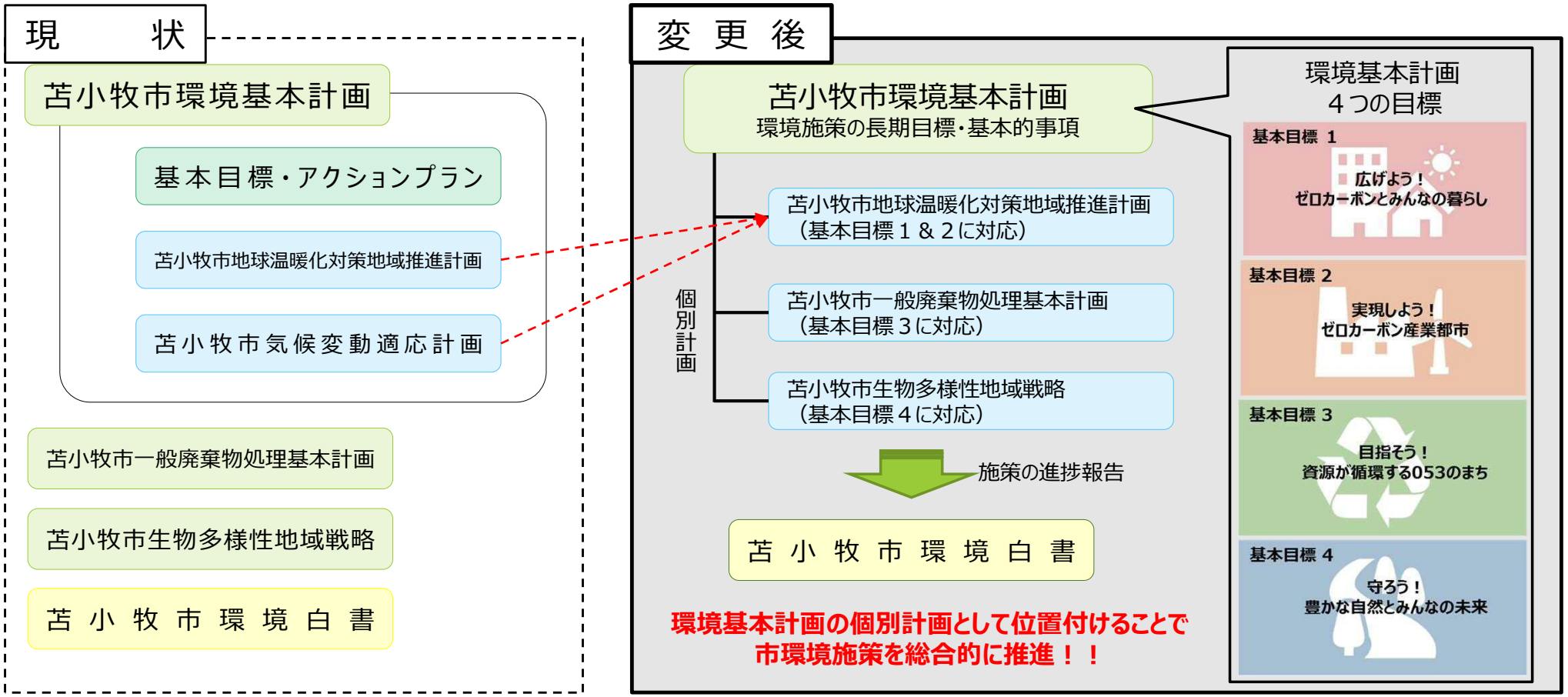

市環境関連審議会の体系整理

○ 各計画の根拠法令及び所管審議会は下表のとおり。
○ 市環境関連計画の体系整理に伴い、これまで３つあった市環境関連審議会を一つに統合する。
○ 統合後の環境審議会では、これまで各審議会で年次報告していた事項などを含めて環境施策を総合的に所掌する。
○ 条例改正や各種計画改定などの諮問をする場合には、より専門的な調査審議をするために部会を設置する。（審議会の付託）

＜各計画の根拠法令及び所管審議会＞

	市環境基本計画	市地球温暖化対策地域推進計画	市一般廃棄物処理基本計画	市生物多様性地域戦略
根拠法令	市環境基本条例第9条	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条	生物多様性基本法第13条
所管審議会（設置根拠）	市環境審議会（市環境基本条例第25条）	市環境審議会（市環境基本条例第25条）	市廃棄物減量等推進審議会（市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第27条）	市自然環境保全審議会（市自然環境保全条例第20条第）

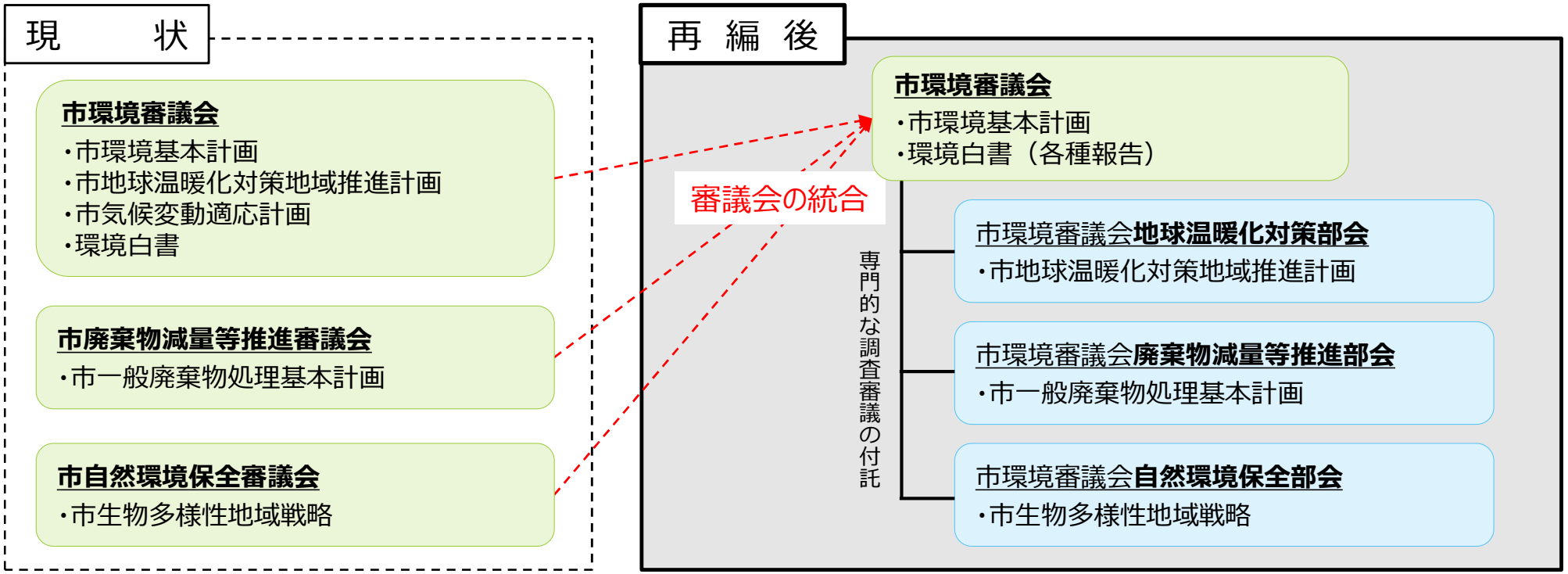

資料２

現在のし尿処理手数料等について

し尿処理手数料及び汚泥等処分手数料は、現在市が全庁的に進めている使用料・手数料の見直しには含まれていないが、いずれも、平成９年以降改定していない状況

（１）し尿処理手数料（苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例）

下水道処理区域内	322 円／50 ℓ
下水道処理区域外	244 円／50 ℓ

（２）汚泥等処分手数料（苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例）

浄化槽に係る汚泥又は汚水の処分	170 円／50 ℓ